

第3号

## 令和4年度香川県立病院事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和4年度香川県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	896 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	214,835 人
外 来	351,229 人
(3) 1日平均患者数	
入 院	589 人
外 来	1,445 人
(4) 主な建設改良事業	
病院整備事業	81,516 千円
医療器械整備事業	947,468 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		29,037,911 千円
第1項 医業収益		23,384,201 千円

第2項 医業外収益	5,653,709 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 病院事業費用	29,211,863 千円
第1項 医業費用	28,170,500 千円
第2項 医業外費用	1,028,390 千円
第3項 特別損失	12,973 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額774,604千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,782,338 千円
第1項 企業債	867,000 千円
第2項 出資金	758 千円
第3項 他会計からの長期借入金	44,840 千円
第4項 補助金	108,557 千円
第5項 負担金	761,183 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,556,942 千円
第1項 建設改良費	1,028,984 千円
第2項 企業債償還金	1,442,262 千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	85,696 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院海外電子ジャーナル 購 入 事 業	令 和 5 年 度	千円 17,251
中央病院物流管理システム 運 用 業 務 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	150,480
中央病院医薬品搬送業務 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	43,732
中央病院診療材料調達 管 理 業 務 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	7,260
中央病院手術室・中央滅菌材料室 管 理 業 務 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	448,589
中央病院給食業務委託事業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	943,144
中央病院洗濯及びベッドメイキング 業 務 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	239,286
中央病院寝具等 賃 借 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	75,216
中央病院清掃業務委託事業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	401,016
中央病院建物設備総合維持管理業務 及 び 警 備 業 務 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	586,410

丸亀病院病院情報システム 機器保守業務委託事業	令和5年度から 令和11年度まで	25,387
丸亀病院病院情報システム 運用保守支援業務委託事業	令和5年度から 令和11年度まで	104,714
丸亀病院給食業務委託事業	令和5年度から 令和7年度まで	297,585
丸亀病院施設管理、 警備・窓口業務委託事業	令和5年度から 令和7年度まで	95,040
白鳥病院警備業務委託事業	令和5年度から 令和7年度まで	69,999
白鳥病院診療材料等 物流管理業務事業	令和5年度から 令和7年度まで	令和5年度から令和7年度までの白鳥病院における医業収益総額の16.7/100に相当する額
白鳥病院医事会計業務委託事業	令和5年度から 令和7年度まで	92,195
白鳥病院寄附講座	令和5年度から 令和6年度まで	60,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
香川県立病院事業 医療施設整備 事業費	千円 80,000	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入することができる。	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め30年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。
香川県立病院事業 医療器械整備 事業費	787,000	同上	同上	償還期限は、据置期間を含め10年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 14,277,681千円
- (2) 交際費 150千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

- へき地医療拠点病院運営費補助 9,126千円
- 県立病院運営費補助 31,806千円
- 救命救急センター運営費補助 135,280千円
- がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助 12,000千円
- 搬送困難事例受入医療機関支援事業費補助 3,541千円
- 香川県肝疾患診療連携拠点病院運営費補助 4,910千円
- 新人看護職員研修事業補助 1,760千円

香川県感染症指定医療機関運営事業費補助	12,588 千円
産科医等確保支援事業費補助	1,550 千円
救急患者退院コーディネーター事業費補助	6,482 千円
指導医養成支援事業補助	53 千円
香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助	1,154,000 千円
遠隔医療設備整備事業補助	2,450 千円
ドクターヘリ導入促進事業補助	8,958 千円
看護職員処遇改善事業補助	22,081 千円
へき地医療拠点病院設備整備費補助	77,990 千円
病床機能分化連携基盤整備事業補助	5,500 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,500,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	器 械 及 び 備 品	手術室・ICU用生体情報モニタリングシステム	1 式
	同 上	放射線体腔内治療装置	1 式
	同 上	病院情報システム	1 式